

広島市条例第 38 号

令和 8 年 6 月 26 日

広島市安佐自然体験交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安佐自然体験交流センター条例の一部を改正する条例

広島市安佐自然体験交流センター条例（令和 7 年広島市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「4 年 2 か月」を「5 年 2 か月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。